

保育利用に関する確認票及び同意書

① 確 認 及 び 同 意 項 目

※「幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育（家庭的保育事業・小規模保育事業）利用の御案内」をよくお読みになり、御理解いただけましたら、右記②の□をチェックしてください。

②

事実と異なる虚偽の記載があった場合は、内定取消とし、利用開始後に明らかになった場合は保育の実施を解除します（退所となります）。

□

申込書は入所希望月の同年度3月分まで有効です。なお、利用開始後の特定教育・保育施設等変更申請書も同様です。

□

申込みの意思（理由）がなくなった場合は、すぐに御連絡ください。

□

保育標準時間の認定を受けた児童は最大11時間、保育短時間の認定を受けた児童は最大8時間の範囲内で、保育が必要な時間に応じて利用することになります。施設ごとに保育標準時間、保育短時間、最長開設時間が異なります。各施設の時間を御確認のうえ、希望の施設を記入してください。延長保育を利用する場合は、延長保育料がかかります。

□

「就労」の事由での入所の基準は、「1か月64時間以上で就労している状態」です。この基準は申込み時だけでなく、利用中も変わりません。

□

利用開始前日までに面接・健康診断を受けられない場合や、面接・健康診断の結果によっては内定が取消しになる場合があります。

□

利用開始当初は、ならし保育（短い時間の保育）です。ならし保育期間も、1か月分の利用者負担金が発生します。

□

申込み時に不足の書類がある場合は、申込み締切日までに御提出ください。利用調整会議は締切日までに提出された書類によって審査します。締切日後に提出された書類は、次の利用調整会議での審査対象となります。

□

申込み後、御家庭の状況（就労状況、児童の保育状況、保護者の妊娠等）に変更があった場合は、必ず御連絡ください。

□

利用者負担金決定に必要な書類と決定方法は御理解いただけましたか。書類の不備がある場合は、該当する年齢の最高額となる場合があります。また、利用者負担金は、原則として日割りでの算定は行いません。

□

「妊娠・出産」の事由での申込みは、産前・産後おおむね2か月以内の最大4か月です。（多胎の場合はおおむね産前4か月以内・産後2か月以内の最大6か月。）期間終了後は退所となり、継続入所を希望する場合は、再度申込みが必要です。

□

きょうだいで同時申込みの場合は、裏面を記入の上、窓口で御相談ください。特に御希望がない場合は、原則として同時期に同じ施設に内定となるよう利用調整を行います。

□
→裏面へ

市外の施設の利用を希望する場合は、施設の所在する市区町村の担当課に、事前に締切日を確認のうえ、その締切の10日程度前までにお申込みください。

□

「求職中」、「利用基準を満たしていない就労」又は「就労見込」での利用の場合は、誓約書を提出してください。引き続き保育の利用を希望する場合は、下記のとおり書類の提出が必要となり、提出がない場合は、保育の実施を解除します（退所となります）。

「求職中」・「利用基準を満たしていない就労」の場合

利用開始から3か月以内に、利用基準を満たした就労を開始し、就労証明書（自営業の場合は就労状況申告書）を提出していただきます。

「就労見込」の場合

就労開始後に再度就労証明書（自営業の場合は就労状況申告書）を作成し、利用開始から3か月以内に提出していただきます。

□

育児休業等からの復職で利用の場合は、遅くとも利用開始月の翌月15日までに復職する必要があります。利用開始後、復職（予定）証明書を提出していただきます。

□

育児休業明けで申込みされる方 ※どちらかの□にチェックしてください。

直ちに復職希望

希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる（優先度を下げます。希望施設に空きがあれば利用内定となる場合もあります。）

育児休業を前倒して復職することが できる
 できない（わからない）

利用希望日以降、利用できなかったため空き待ちをする場合

※下記のいずれかの□にチェックし、該当箇所に記入してください。

- 自宅で父・母が見る
- 父・母の育児休業を延長
- (同居・別居)の祖父・祖母・親族()・その他()が見る
- 父・母・その他()の職場に連れて行く〔職場内に託児所 有・無〕
- 現在利用中の施設に引き続き通う
- 認可外保育施設や一時預かりを利用する
(施設名) 年 月から 週 回 月額 円
- 預け先は検討中・未定

申込書1枚につき、本確認票及び同意書を1枚提出してください。

児童氏名

署名欄

上記について確認及び同意しました。
令和 年 月 日

保護者氏名

きょうだいで同時利用申請する場合について

入所の希望月・希望する施設の組み合わせについて、それぞれ必ず記入してください。

1 入所の希望月について

- 全員同じ月の入所を希望する。
- 別々の月の入所でも可。
 - ひとりだけ入所できる場合でも希望する。
 - (児童名)のみ入所できる場合は入所を希望する。
 - その他(下の欄へ具体的に記入してください。)

例：(児童名1)と(児童名2)は入所できる方から入所希望で、(児童名3)は(児童名1)と(児童名2)が入所できなかった場合入所を希望しない。

※「別々の月の入所でも可」を選択した場合、入所できなかった児童の保育予定を下の欄へ記入してください。

申込している児童のうち、一部の児童のみ入所した場合でも、育児休業から復職する、求職活動を行うなど、保育を必要とする事由に該当する必要があります。

例：母の就労先に連れて行って保育する。母方祖父母が保育する。母の就労先の託児所を利用する。

2 希望する施設の組み合わせについて

- 同一施設のみ希望する。別々の施設には入所を希望しない。
- 別々の施設でも入所を希望する。
 - 希望順位よりも、同一施設にそろうての入所を希望する。(同園優先)
 - 同一施設よりも、希望順位の高い施設への入所を希望する。(順位優先)

※希望しない組み合わせがあるなど、条件がありましたら、下の欄へ具体的に記入してください。

例：(児童名1)がA保育園・(児童名2)がB保育園になる組み合わせは希望しない。